

平成24年度東京都の施策及び予算に関する要望（概要）

事	項	内 容
1	<p>【新規】 東日本大震災を踏まえた広域的な災害対策の推進</p>	<p>これまで以上に特別区と連携し、首都圏特有の被害を未然に防ぐ観点から状況の調査・分析を行った上で、広域的な対策を講じること。 特に、帰宅困難者対策については広域自治体として主体的な立場から総合的な対策を講ずること。 また、区民の安全・安心の確保と不安解消の観点から、迅速・正確な情報の公開を徹底し、都と特別区との連絡体制の整備を図ること。</p>
2	特別区都市計画交付金の拡充	<p>(1) 都市計画税を原資として、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分となるよう、増額を図ること。 (2) 交付対象事業や面積要件など限定基準を設けることなく、全都市計画事業を交付対象とすること。 (3) 交付率の上限撤廃や実績と乖離している工事単価を引き上げるなど、適切な改善を図ること。</p>
3	治安対策の強化	<p>特別区と警察、地域が一体となった総合的な取組みを推進すること。 また、防犯設備の整備や維持管理、防犯パトロール等、特別区が取り組む、安全で安心なまちづくり施策への支援を拡充すること。</p>
4	ホームレス自立支援策の充実	<p>(1) ホームレスの就労対策の更なる充実を図ること。 (2) 居住地がない者等に係る生活保護費の都費負担期間の延長等を行うこと。</p>
5	多様な保育環境の整備	<p>23区内に特に多い待機児童の解消を図り、多様な保育需要にこたえられるよう、都有地の貸付等、特別区の実態に即した支援を行うこと。</p>
6	高齢者福祉の充実	<p>都心部における、特別養護老人ホーム等をはじめとした介護基盤整備や高齢者専用住宅等の用地取得の困難さを踏まえた補助制度と支援策を再構築すること。 また、施設整備費補助については、地域の実情を踏まえた補助制度と支援策を再構築すること。</p>
7	<p>【新規】 都有地の活用</p>	<p>保育所や特別養護老人ホーム等の整備促進のため、未利用都有地について十分な情報提供を行うこと。 都有地の貸付に係る貸付料の減額率の拡大及び保証金を廃止すること。 また、都営団地の建て替え時などに、期限付きで無償で貸与するなど優先的な貸与を実施すること。</p>
8	医療体制の充実と整備	<p>(1) 地域の分娩施設等と高次医療施設、救急部門と他の診療部門との相互の連携・協力体制の強化をさらに図ること。 (2) 産科・小児科等の医師不足を解消するため、支援策のさらなる充実を図ること。 (3) NICU（新生児集中治療管理室）など周産期医療体制を備えた施設の整備をさらに進めること。</p>

平成24年度**東京都**の施策及び予算に関する要望（概要）

	事 項	内 容
9	交通システム等の整備促進	整備着手予定の路線で、現在未着手となっている4路線の早期実現に向けた方策を講じること。
10	都市計画道路の整備促進	(1) 都が施行する環状線、放射線、補助線等の都市計画道路を早期に完成させること。 (2) 連続立体交差事業について、都が施行する路線の早期に完成させるとともに、事業化へ向けた計画路線等の早期事業化を図ること。また、鉄道立体化検討対象区間の早期着手のため、都区間の連携を図るとともに、財成的・技術的支援を拡充すること。
11	震災対策の推進	(1) 首都直下地震の被害想定への帰宅困難者への対応として、帰宅支援ステーションの拡大等の円滑な帰宅のための対策をより一層強化すること。 (2) 高層住宅における防災対策推進のため、エレベーターの閉じ込め防止対策やライフライン施設の安全化等、より一層の防災対策を推進すること。 (3) 首都直下地震時に大きな被害が発生する密集市街地において、東京都防災密集地域整備事業（東京都木造住宅密集地域整備事業）の対策を一層充実させること。 (4) 下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホール浮上抑制対策について、より早急な対応を行うこと。 (5) 都営住宅や都民住宅等における、家具の転倒防止対策を促進すること。
12	水害対策の推進	(1) 河川の氾濫を防止するため、護岸改修等の治水対策をより一層推進すること。また、市街地での浸水被害を防ぎ、治安安全度の向上を図るため、下水道施設の処理能力の増強等を、より一層推進すること。 (2) スーパー堤防の整備を早期に実現すること。 (3) 地下空間の浸水対策を推進すること。 (4) 高潮による浸水想定区域図を作成すること。
13	放置自転車等対策の推進	(1) 東京都が管理する道路内における自転車等駐車場の設置を、さらに進めるとともに、都営交通事業者として、鉄道用地の無償提供等、より一層の協力をすること。 (2) 自動二輪車や原動機付自転車等の放置に対して、道路交通法に基づく取り締まりを強化すること。 (3) 駅周辺等における駐車中の自転車の整理、放置自転車の撤去等を特別区と協力して積極的に行うこと。
14	地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進	これまで以上に特別区と連携を図り、区や事業者が行う対策に対する支援の拡充等、総合的な対策をより一層拡充すること。 (1) 「地球温暖化対策推進等のための区市町村補助金交付要綱」に基づく補助金を平成24年度以降も継続もしくは拡大すること。 (2) 震災による電力不足に対応するため、再生可能エネルギー利用拡大のための支援を拡大すること。